

# 憲法26条「能力に応じて、ひとしく」とは なんだろう ～国連勧告を受け 今 考える～

日時 2024年9月7日(土) 13:30～16:30(開場 13:20)

会場 烏山区民センター3F 集会室(京王線 千歳烏山駅北口徒歩1分)

講師 中川明さん

資料代 500円

弁護士 全国連世話人 就学関連の裁判に携わる  
1993-95年 日本弁護士連合会・子どもの権利  
委員会委員長  
1997～2012 北海道大学・明治学院大学教授



※オンライン参加も受け付けます

オンライン資料代 700円(送料込み)

振り込み先は、申し込み後に連絡します

QRコードか下記のアドレスに 9月5日までに  
お申し込み下さい

件名「集会オンライン参加」

(氏名、Eメールアドレス、住所)をお願いします

2022年に、国連は、障害者権利条約の審査の中で、「分離された特別な教育をやめること 障害児の普通学校を拒否することを許さない」と日本に勧告を出しました。しかし、文科省は分離教育である「特別支援教育の中止は考えていない」と言っています。

障害児も含め、国民が教育を受ける権利を考える際、憲法の解釈は避けて通れません。憲法第26条に「すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」とあります。この、「能力に応じて、ひとしく」は何を意味しているのでしょうか。

中川さんは 1998年に、全国連の研究集会で【憲法26条にいう「能力に応じて」と「普通教育義務」とは？】(全国連ブックレット・シリーズ NO16)のテーマで講演されています。

今回、国連勧告を受け、憲法26条「能力に応じて、ひとしく」の意味合いを問い直していこうと、この学習会を企画しました。ぜひご参加ください。

主催 障害児を普通学校へ・全国連絡会

問い合わせ先: mail [zenkokuren.info@gmail.com](mailto:zenkokuren.info@gmail.com) 又は [info@zenkokuren.com](mailto:info@zenkokuren.com)

TEL 03-5313-7832 FAX 03-5313-8072